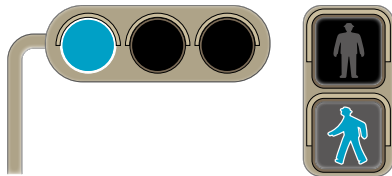
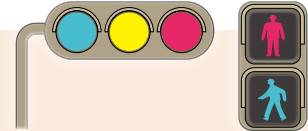


交通

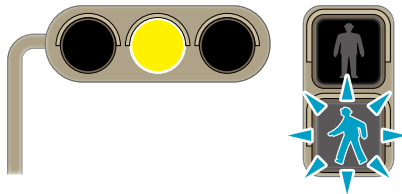
1

交通ルール

1-1 信号の色の意味



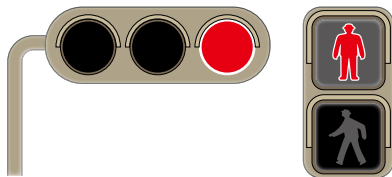
あおいろ すす
青色：進むことができます。



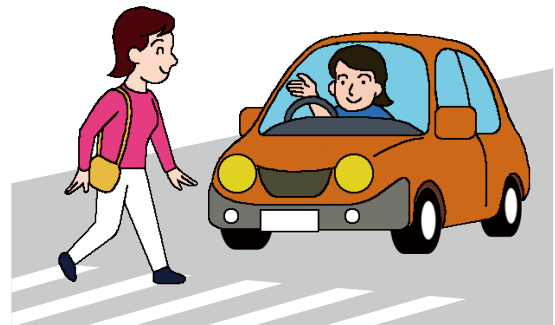
きいろ あおいろ き
黄色／青色がついたり消えたりする。

くるま と
：車は止まります。

ひと わた はじ
人は渡り始めてはいけません。

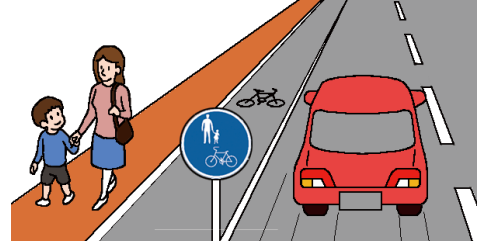
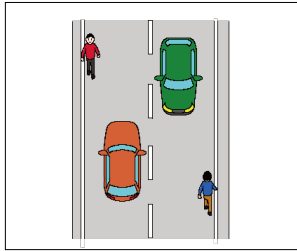


あかいろ と
赤色：止まります。



1-2 道を歩きます

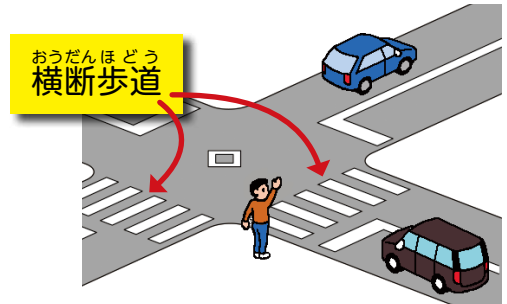
- 歩道<=人が歩くための道>を歩きます。
- 歩道がない所では、道の右側を歩きます。



- 道を渡るときは、信号がある所や横断歩道などを渡ります。

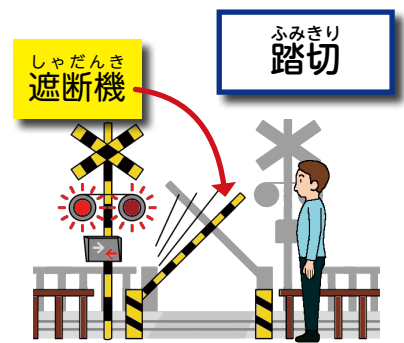
- このマーク→   がある所を渡ってはいけません。

- 横断歩道では、手をあげたり、車やオートバイを運転している人を見たりして、横断歩道を渡ることを伝えます。それから、道が安全かどうかを確かめてから渡ります。



- 道を渡っているときも、車やオートバイが来ないかよく見ます。

- 踏切では、警報器の音がしているときや、遮断機が下り始めたときは渡ってはいけません。



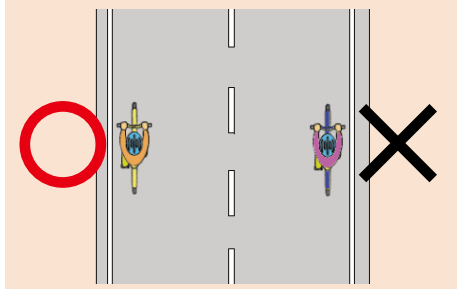
- 夜、歩くときは、白や黄色など明るい色の服を着たり、車のライトが当たると光る物を服や靴、かばんに付けたりして、車を運転する人からよく見えるようにします。



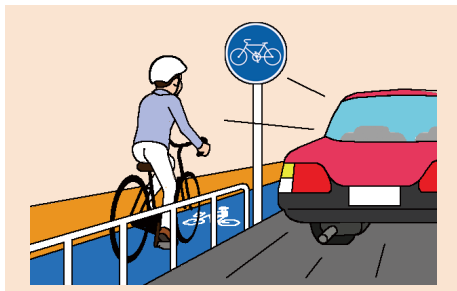
1-3 じてんしゃの 自転車に乗ります


- じてんしゃ ほうりつ くるま おな
● 自転車は法律では車と同じです。

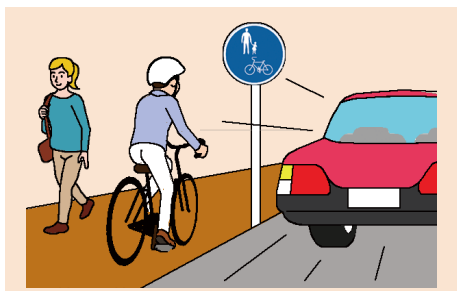
じてんしゃ はし ところ 自転車が走ってもいい所




くるま はし みち いちばんひだり
車が走る道の一番左



このマーク→  がある道
(じてんしゃ だけの道)



このマーク→  がある道
(ひと じてんしゃ だけの道)

- この絵のように、車が走る道に近い所を
走ります。
- すぐに止まることができるようにゆっくり走ります。
- ある歩いている人の邪魔にならないように、
自転車を降りたり、止まったりします。

じてんしゃの
自転車に乗るときのルール



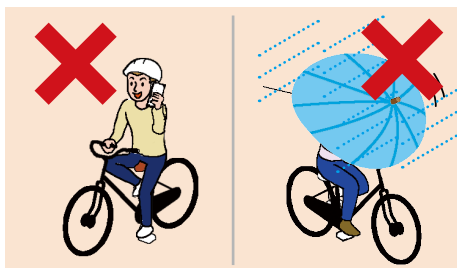
お酒を飲んだとき、じてんしゃに乗ってはいけません。



1台の自転車に2人で乗ってはいけません。



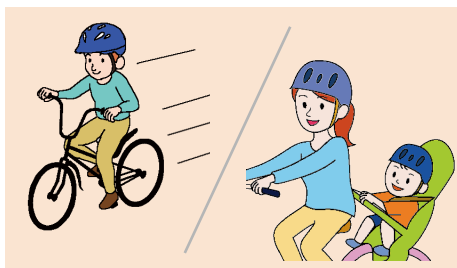
他の自転車の横に並んで走ってはいけません。



傘をさしたり、携帯電話（スマートフォン）を使ったりしながら運転してはいけません。

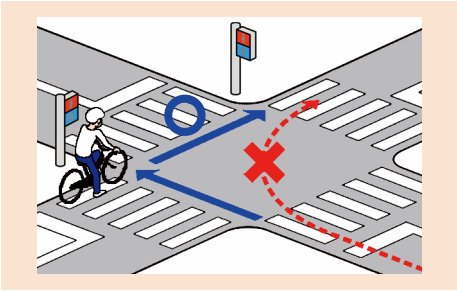


夜など、暗いときはライトをつけなければなりません。



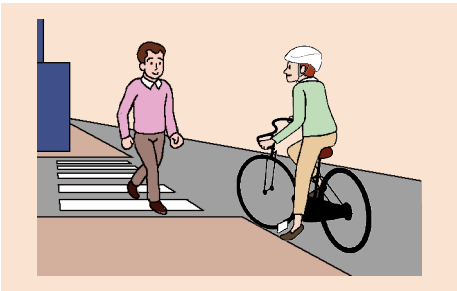
自転車に子どもを乗せるときは、乗車用ヘルメットをかぶせましょう。大人も、自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

こうさてん とお
交差点を通るとき

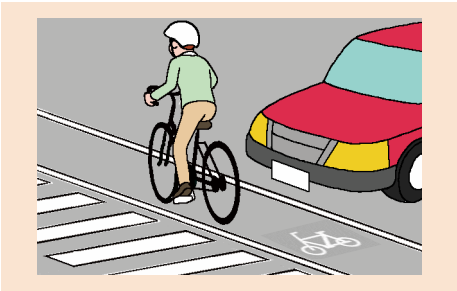



みぎ まがるとき、この絵の青い線のように
すすみます。

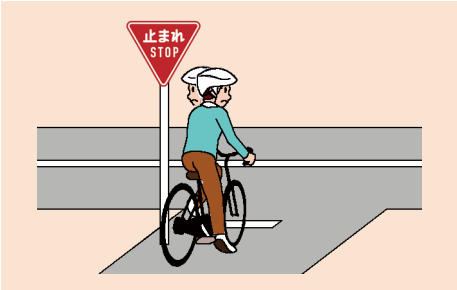
あか せん のように斜めに進んではいけません。



ひだり まがるとき、歩いている人がいたら、
とまります。



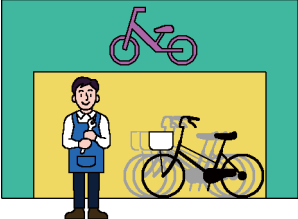
こうさてん やその近くの道に、自転車の絵
→  がかいてあったら、そこを
とおりま
す。



このマーク →   がある所では、
いちどと 一度止まらなければなりません。安全かどう
か、まわ りをよく見てからすす
みます。

じてんしゃ ほけん
自転車の保険

- あなたが自転車で事故を起こしたときのために、保険に入りましょう。あなたがけがをしたときや、他の人にけがをさせてしまったときなどに、保険の会社からお金が出ます。
- 多くの県や市では、保険に入らなければなりません。自転車の店などで聞いてください。



くわ 詳しくは、↓ をみ 見てください。

<https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/promotion/index.html>



1-4 特定小型原動機付自転車に当てはまる 電動キックボードなどを運転するとき

運転するとき

- 運転免許はなくてもいいですが、16歳未満の人は、運転することができません。
- 大きさや構造が基準にあっていないと、運転免許が必要になります。
- 道の左側を走ります。
- 二人乗りはできません。
- 運転しているときは、傘や携帯電話を使つてはいけません。
- 乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



お酒を飲んだとき

- 運転してはいけません。
- お酒を飲んだ人に特定小型原動機付自転車を貸してはいけません。

特定小型原動機付自転車のことが書いてあるウェブサイト
<https://www.npa.go.jp/english/bureau/traffic/index.html>



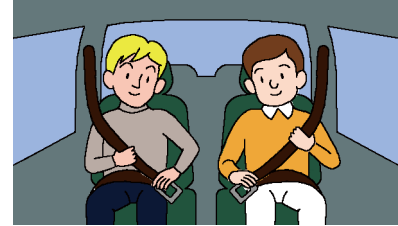
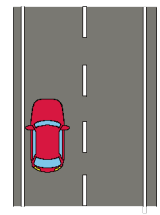
くるま うんてん
1-5 車やオートバイを運転します

うんてん
運転するとき



にほん うんてんめんきょしょう
日本の運転免許証

- 運転免許が必要です。
- 運転免許証を持っていないとき
(家に忘れたときなど) は、運転してはいけません。
- 道の左側を走ります。歩いている人や自転車の
近くでは、ゆっくり走ります。
- 運転する人も、一緒に乗る人も、みんな
シートベルトをしなければなりません。
- 車やオートバイを運転しているとき、
携帯電話 (スマートフォン) を
使ってははいけません。
- オートバイを運転するときは、
乗車用ヘルメットをかぶらなければなりません。



さけ の
お酒を飲んだとき

- 運転してはいけません。
- お酒を飲んだ人に車やオートバイを貸したり、運転をお願い
したりしてはいけません。
- これから運転する人に「お酒をどうぞ」と勧めてはいけません。



子どもの乗せるとき

- 5歳までの子どもを車に乗せるとき、
『チャイルドシート』を使わなければなりません。



交通ルールのことか書いてあるウェブサイト (英語)
<https://www.npa.go.jp/english/bureau/traffic/index.html>



2 くるま うんてんめんきよ 車やオートバイの運転免許

にほん くるま うんてん ひと
日本で車を運転できる人は？

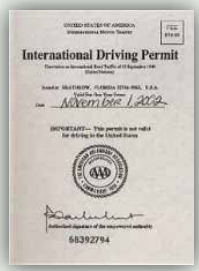
つぎ 次の①か②か③を持っている人です。②と③の運転免許証で運転できるのは、なが なくて 1年 なんです。

① にほん うんてんめんきよしょう 日本の運転免許証

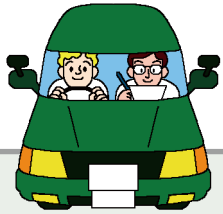
② こくさいうんてんめんきよしょう 国際運転免許証

- 『ジュネーブ条約』という約束で決められた国際運転免許証だけです。

③ じぶん くに ちいき うんてんめんきよしょう 自分をの国や地域の運転免許証と、それを大使館などで日本語にした書類 (スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾)



にほん うんてんめんきよ と ひと
日本の運転免許を取りたい人は？



つぎ 次の①か②をします。

① にほん しけん う 日本の試験を受けます。

どこで : す 住んでいる都道府県にある『運転免許センター』など

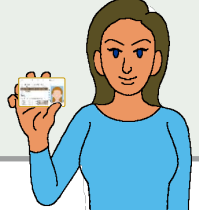
どんな試験 : うんてん ぎじゆつ こうつう しけん め みみ けんさ 運転の技術や交通ルールの試験、目や耳などの検査

- 試験の前に『自動車教習所』という学校に通う人が多いです。

② じぶん くに うんてんめんきよ にほん うんてんめんきよ か 自分をの国の運転免許から日本の運転免許に替えます。

どこで : す 住んでいる都道府県にある『運転免許センター』など

- 自分の国で運転免許を取った日から3か月以上、自分の国にいた人だけ申し込むことができます。



運転免許証を新しくします

- 運転免許証には、いつまで運転できるか書いてあります。



日本の運転免許証

- この日になる前に、運転免許証に書いてある住所にはがきが来ます。
- はがきに書いてある警察署か運転免許センターなどに行って、運転免許証を新しくします。
- 持って行く物は、はがきに書いてあります。

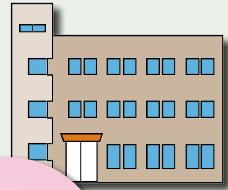
住所や名前が変わったとき

- 警察署に行って、運転免許証に新しい住所などを書いてもらいます。
- 持って行く物は警察に聞いてください。

3

くるま も ひと
車やオートバイを持っている人がすることじぶん くるま とうろく
自分の車を登録します

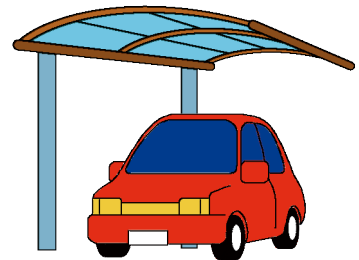
- くるま か
車を買ったときや、もらったときなどは、
す 住んでいる所にある『運輸支局』や
けんさとうろくじむしょ 検査登録事務所』に知らせて、くるま とうろく
車を登録
しなければなりません。



- とうろく 登録していない車を運転してはいけません。

ぜんこく 運輸支局
全国の運輸支局

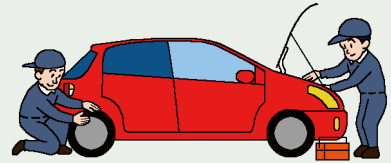
<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/list/index.html>

くるま お ばしょ
車を置く場所

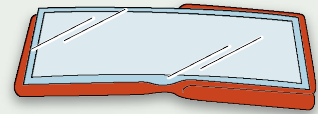
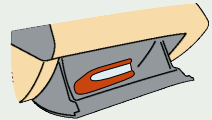
- くるま か ひ こ
車を買ったときや引っ越したときは、くるま お ばしょ ちゅうしゃじょう
車を置く場所（駐車場など）
をけいさつ し 警察に知らせなければならない市や東京都の区などがあります。
わからないときはけいさつ き 警察に聞いてください。

くるま あんぜん しら
車が安全かどうか調べます

- 1年か2年に1度、車の安全や、空気を汚しにくい車かどうかなどを調べる『車検』をしなければなりません。
- ↓このような看板がある工場などで車検をしてもらいます。

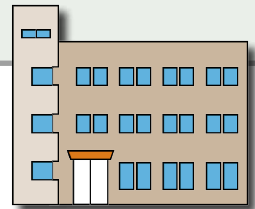


- 車検が終わったら『車検証』という書類をもらいます。
- 運転するときは、車検証をいつも車やオートバイに入れていなければなりません。

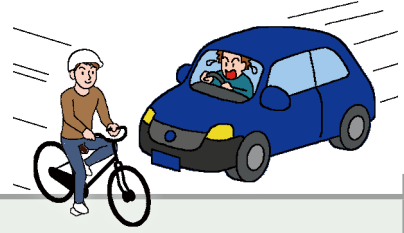


くるま つか
車を使わなくなったとき

- 車を使わなくなったときや、外国に持って行くときは、住んでいる所にある運輸支局や検査登録事務所に知らせます。



くるま ほけん
車の保険



- 事故があったときのために『自賠責保険』<=車やオートバイ、電動キックボード等を運転する人からお金を集めて、事故にあった人を助ける制度>に入らなければなりません。
- 自賠責保険に入っていない車やオートバイ、電動キックボード等を運転してはいけません。
- 自賠責保険に入ると『自賠責保険証』という書類がもらえます。
- 運転するときは、『自賠責保険証』をいつも車やオートバイに入れていなければなりません。
- 事故で他の人にけがをさせてしまったときや、その人が亡くなってしまったとき、保険の会社からお金が出ます。
- 車やオートバイの店、コンビニなどで自賠責保険に入ることができます。
- 事故で車が壊れたときなどにお金が出る『任意保険』にも入ったほうがいいです。
- 車の事故で重い障害が残ったときは、ナスバ（(National Agency for Automotive Safety & Victims' Aid) から支援を受けることができる場合があります。ナスバに相談してください。



自賠責保険のことが書いてあるウェブサイト

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseki/about/index.html>

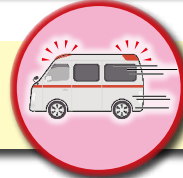


4

こうつうじこ
交通事故のとき

1 まず、くるま じてんしゃ あんぜん ところ と
まず、車や自転車を安全な所に止めます。

2 それから、きゅうきゅう けいさつ でんわ
それから、救急や警察に電話をかけます。

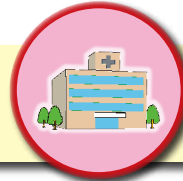


• けがをした人がいるときは **119** に電話をかけて、救急車を呼びます。

• けがをした人がいるときも、いないときも **110** に電話をかけて、警察の人が来るまで待たなければなりません。(→ 電話のかけ方は **→ P.119, 120** を読んでください。)



3 びょういん い
病院へ行きます。



• 事故のときに大丈夫だと思っても、本当はけがをしているかもしれません。病院へ行ったほうがいいです。

4 こうつうじこ しょうめいしょ しよるい
『交通事故証明書』という書類をもらいます。

- 保険のお金をもらうときなどにこの書類が必要です。
- 『自動車安全運転センター』に申し込むことができます。

じどうしゃあんぜんうんてん
自動車安全運転センター

<https://www.jsdc.or.jp/center/tabid/106/Default.aspx>

